

### 令和 5 年度以降の捕獲場所への鼓阪地区の追加の検討

鼓阪地区（D 地区）（図 1）から令和 4 年度に捕獲地区への追加の要請があったことから、図 2 に示す「捕獲実施場所を検討するためのフロー」に基づき農業被害状況及びシカの生息状況等の結果を踏まえ、D 地区における加害個体捕獲場所への追加について検討を行った。

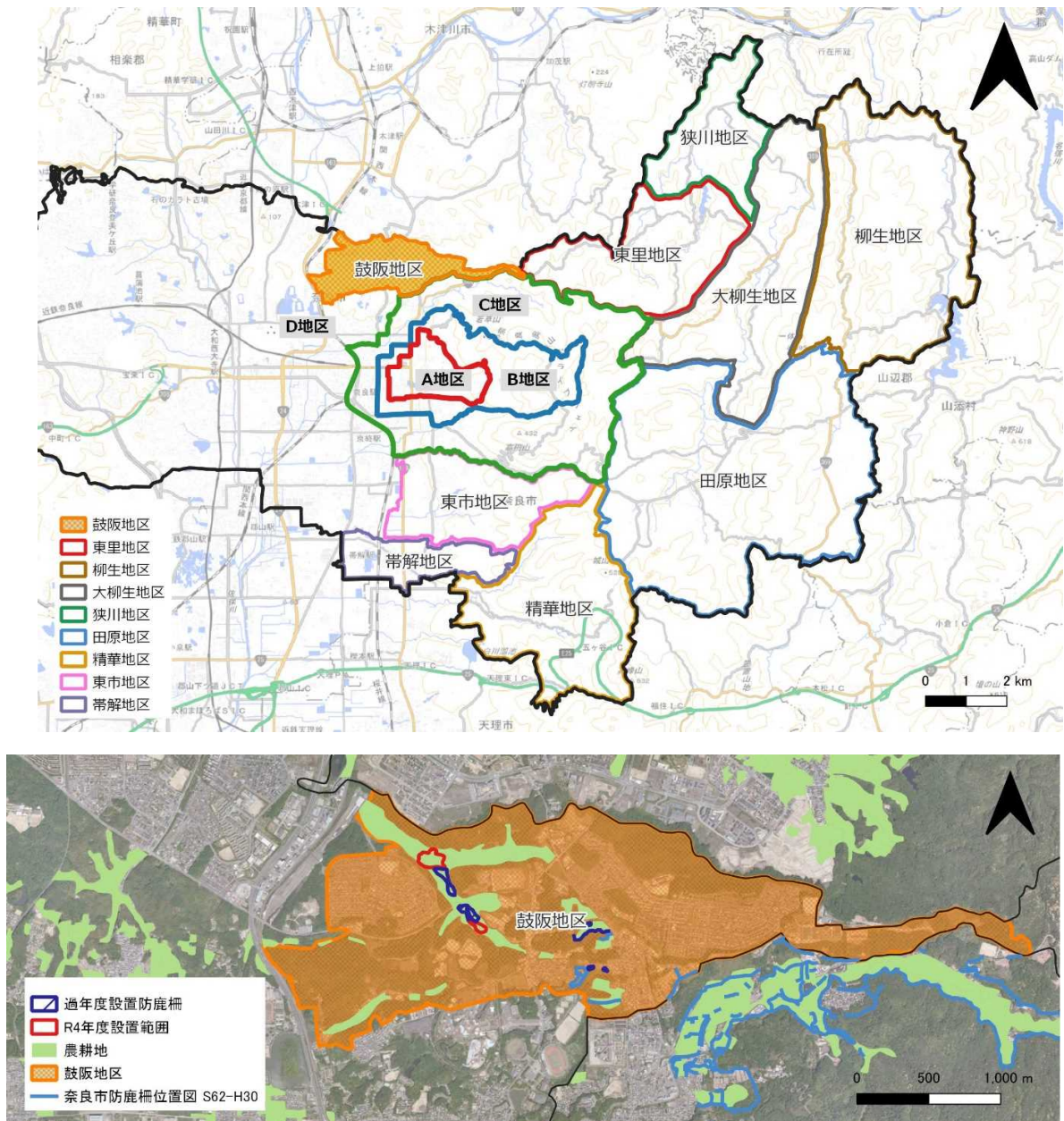


図 1 D 地区における鼓阪地区の位置と鼓阪地区における防護柵設置位置

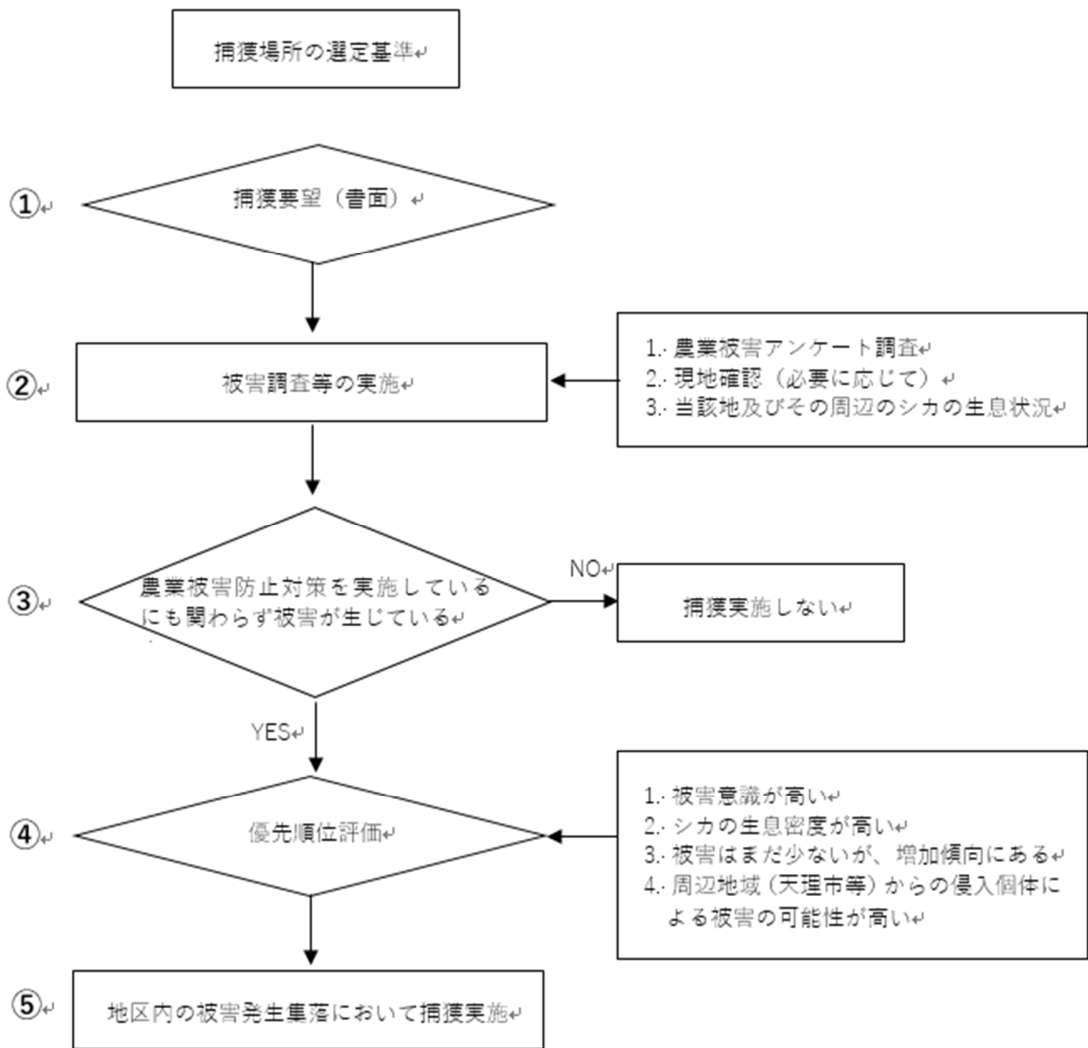


図2 D地区における加害個体捕獲実施場所を検討するためのフロー

- ① 被害発生集落からの捕獲要望が書面により奈良県に提出、受理される（令和2年度以降）。  
なお、捕獲実施を検討する単位は、地区自治連合会とする。
- ② 被害の訴えをもとに実際の被害等の調査（農業被害アンケート調査、現地確認、当該地及びその周辺のシカの生息状況等）を行う。
- ③ 農業被害防止対策を実施しているにも関わらず被害が生じている地区であれば、捕獲を実施する方向で検討する。
- ④ 農業被害アンケート調査及びシカの生息状況調査結果等から、以下の順に優先度を高くして捕獲実施場所を選定する。
  1. 被害意識が高いところを最も優先度高く評価する。
  2. シカの生息密度が高いところについても、被害発生リスクが高いため、次に優先度を高くする。
  3. 被害はまだ少ないが、過年度と比較し、被害が増加傾向にあるならば、今後被害拡大リスクが高いため、優先度を高くする。
  4. 周辺地域（天理市等）からの侵入個体は、保護すべき「奈良のシカ」とは異なる集団と考えられることから、周辺地域からの侵入個体による被害の可能性が高い場所については優先度を高くする。
- ⑤ ④で優先度の高い地区における実際の被害発生集落において、捕獲を実施する。

## 1. 地元からの捕獲要望書の提出（フロー①）

- 鼓阪地区から令和4年9月に捕獲の要望書が提出された。

## 2. 被害調査等の実施（フロー②）

### (1) 農業被害アンケート結果

- 農業被害アンケート調査を令和4年9月に農協正組合員120名に対し実施した結果、39通の回答があった。以下に概要を示す。
- 農作物への被害の有無については、95%がシカの被害があると回答があった。この数値は、現在捕獲を実施している他地区と比べ非常に高い値であり、そのうちの約7割の回答者が水田、畑ともに令和元年度と比べ被害が「増加した」と回答していた。

- 被害があったと回答したものの農業被害面積割合は、水田は耕作面積の 29.9%、畑は耕作面積の 41.4%であった。
- 被害時期は、水田、畑ともに一年中被害が生じていた。水田は 6 月が特に多く、収穫期の 9 月、10 月も多くなっていた。畑は 8 月、9 月に低下するが一年中被害が生じていた。
- 被害対策は 97.2%の回答者が実施していた。「被害有」の回答者の大部分が対策を実施しているにも関わらず被害が生じていた。
- 地域における農作物被害の傾向は、個人の農地の被害意識と同様に「増加した」との回答が 76.5%であった。
- 地域共同での防護柵の設置については、「設置済み」が 48.4%と約半数で、設置予定を含めると 50%を超えていた。
- 地域における防護柵のメンテナンスについては、66.7%がメンテナンスについての話し合いを「継続してある」「時々ある」「過去にある」と回答しており、話し合いの重要度については、82.9%の回答者が「そう思う」「ややそう思う」と回答していた。
- 令和元年から令和 2 年に新たに設置した防護柵の有無とその設置主体については、全体の 60.0%が新たに防護柵を設置しており、防護柵の設置主体は、全体の 52.9%が地域協同、47.1%が単独で設置していた。

## (2) 現地確認結果

- 奈良阪町における現地確認、耕作者へのヒアリングの結果、奈良県が平成 27 年度から設置している防護柵内では被害が減少しているが、その周辺ではシカによる農作物被害が生じている。水田では収穫期の稲穂の食害や踏み付けの被害が重大で、畑では令和 2 年度の被害は特に甚大であった。
- 自動撮影カメラにより、継続的に農地にシカが出没していることが確認された。

## (3) 当該地及びその周辺のシカの生息状況等

- 奈良阪町の令和 3 年度の糞粒法により得られた生息密度は、14.4 頭/km<sup>2</sup>であり、農林業被害があまり大きくならないと言われている密度（平均値で 1～2 頭/km<sup>2</sup>）よりも高い値となっていた（図 3）。
- 重点保護地区（A 地区）で捕獲したシカの行動範囲は、オス、メスともに、1 年を通じて重点保護地区（A 地区）の奈良公園平坦部を中心とした地域であり、管理地区（D 地区）に移動していなかった（図 4）。

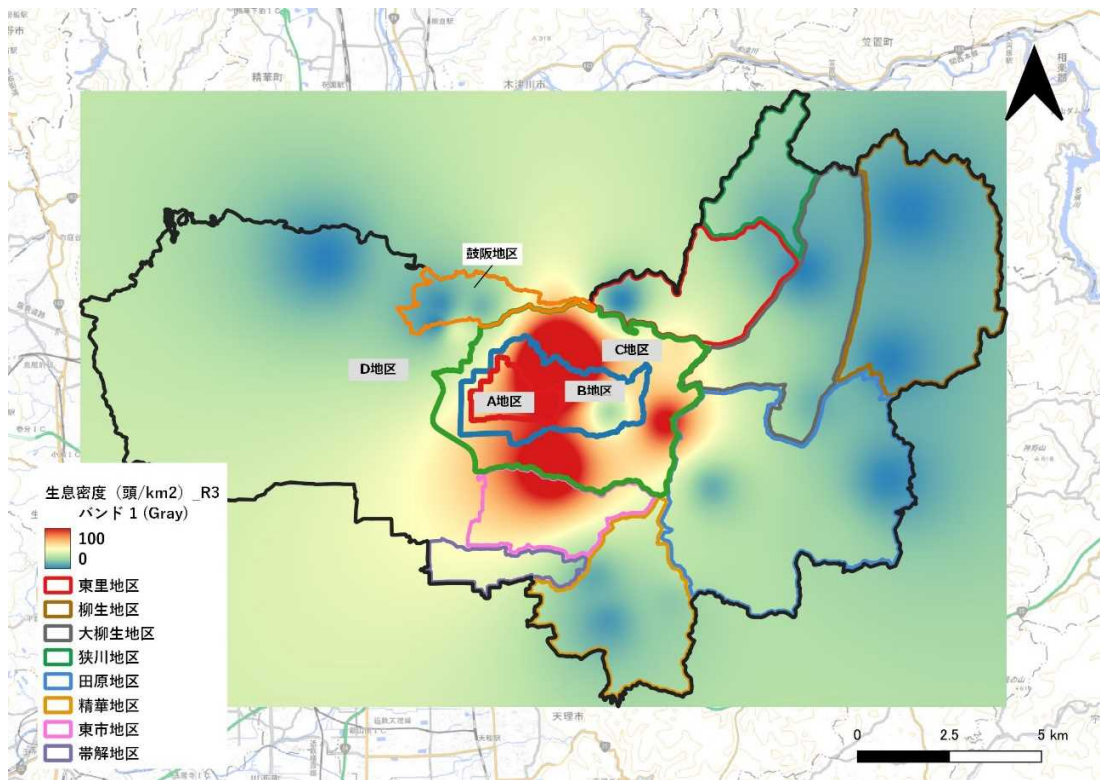


図 3 令和 3 年度のニホンジの生息密度分布 (出典：地理院地図に加筆)

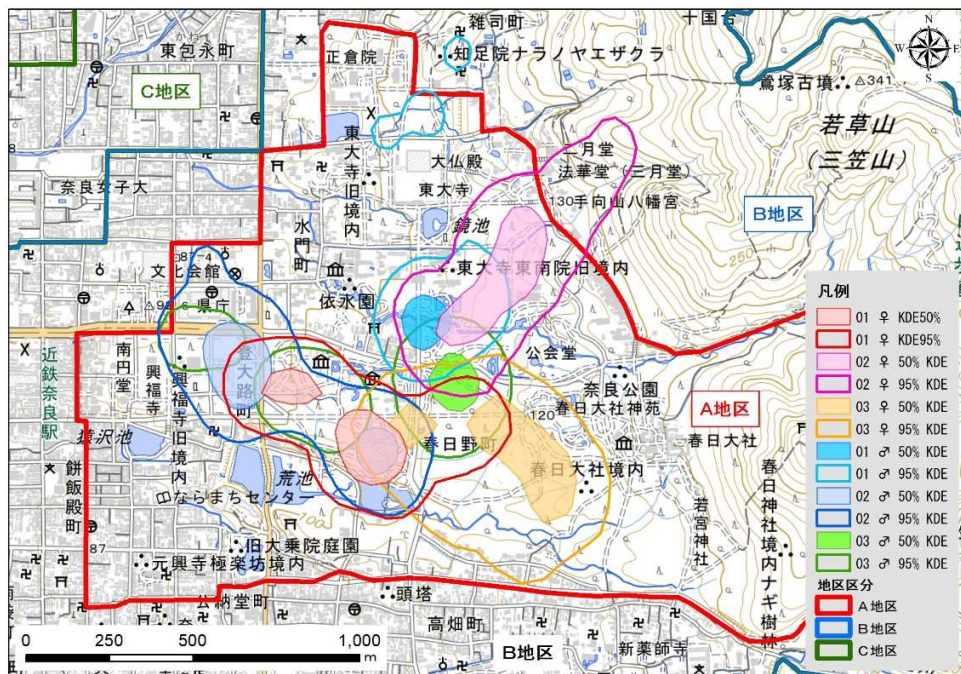


図 4 重点保護地区 (A 地区) におけるシカの行動圏 (平成 29~30 年度)

KDE：カーネル密度推定法 (固定カーネル) により推定された行動圏。50%は行動圏のコアエリアを示す。

### 3. 鼓阪地区における捕獲実施の妥当性評価

鼓阪地区における捕獲実施の妥当性について、図2のフローに従い、被害調査結果から捕獲実施の妥当性の評価を行った。

#### (1) 被害対策の実施状況と被害状況（フロー③）

- 農作物への被害の有無については、95%がシカの被害があると回答があった。この数値は、現在捕獲を実施している他地区と比べ非常に高い値であった。
- 奈良県事業により平成27年度から防護柵の設置を進めているが、設置場所の柵内においては、農業被害が減少しているものの防護柵外では農業被害が引き続き発生している。
- このほか、耕作者自身および地域共同で防護柵設置等の被害防除対策を実施しているが、水田では収穫期の稲穂の食害や踏み付けの被害が重大で、畑では令和2年度の被害は特に甚大であった。
- 以上の結果から、農業被害防止対策を実施しているにもかかわらず被害が生じていると判断された。

#### (2) 優先順位の評価（フロー④）

- 被害を受けた人のおよそ7割が令和元年と比べ、被害が「増加」と回答していた。
- 令和3年度調査結果では、鼓阪地区に最も近い調査地点の生息密度は、農林業被害があまり大きくなると言われている密度（平均値で1～2頭/km<sup>2</sup>）よりも高い値となっており、農地が多い奈良阪地区(28-4)では14.4頭/km<sup>2</sup>と高くなっていた。
- 以上の結果から、被害意識が高く、シカの生息密度も高いと判断された。

#### (3) 鼓阪地区における捕獲実施の妥当性の評価

- 以上の結果から、鼓阪地区は他地区に比べ農業被害が高い割合で生じており、耕作者及び地域共同で農業被害防止対策を実施しているにもかかわらず被害が生じており、被害意識が高くなっている。また、シカの生息密度も高いため、被害発生リスクが高く、優先順位が高いものと判断され、捕獲地区に追加することは妥当と評価した。
- しかしながら、鼓阪地区は、保護地区（A、B地区）からの最短距離が1km程度と近く、保護地区に生息するシカへの配慮が必要となる。平成29～30年度に重点保護地区（A地区）で捕獲したシカの行動圏調査から、重点保護地区に生息するシカが鼓阪地区を行動範囲としている可能性は非常に低いと考えられるが、保護地区に生息するシカへの影響を最小限にするために、捕獲実施時期を繁殖期前（4～8月）に限定し、加害個体の捕獲をこの期間に集中して実施することとする。